

広島県告示第六百四十四号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり行政書士に行
政処分をした。

平成三十年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 行政処分を受けた行政書士の事務所の所在地及び氏名

広島市佐伯区五日市中央四丁目一四―三 中央マンション三〇四
畑 實

二 登録番号

日本行政書士会連合会登録番号 第九〇三四〇七五六号

三 行政処分をした年月日

平成三十年八月十三日

四 行政処分の内容

平成三十年九月一日から同年十月三十一日までの二月間の業務の停止